

一定の手続を経て緑の基本計画に記載した機能維持増進事業について、都市計画事業認可があったものとみなす。
→都市計画税を充当して機能維持増進事業を実施することが可能に。

機能維持増進事業を都市計画事業として実施するための手続（例：市の場合）

